

償却資産の種類

資産の種類		具体例
構築物	構築物	門、塀、擁壁（土留め）、広告塔、舗装路面（駐車場舗装）、屋外排水溝、焼却炉、緑化施設、その他土地に定着した設備等
	建物	プレハブ等の簡易な建物で、基礎がないもの等
	建物附属設備	建築設備のうち償却資産として扱うもの（受変電設備、ネオンサイン、屋外給排水設備、テント、スポットライト、厨房設備、太陽光発電設備（屋根材と一体型を除く）等） テナント（入居者）が賃貸ビル等の家屋に附加した建築設備・内装等
機械及び装置		金属・縫製・印刷等の製造加工機械、パワーショベル・ブルドーザー等の土木建築機械、旋盤、ポンプ、フライス盤、太陽光発電設備（屋根材と一体型を除く）等
船舶		客船、貨物船、油槽船、タグボート、遊覧船、レジャーボート等
航空機		飛行機、ヘリコプター、グライダー等
車両及び運搬具		フォークリフト等の大型特殊自動車（0及び00～09、000～099、9及び90～99、900～999ナンバー） その他運搬車等（自動車税、軽自動車税の課税対象となるものを除く）
工具・器具及び備品		看板、応接セット、冷暖房器具、パソコン、自動販売機等

ただし、

- (1) 使用可能期間が1年未満の資産
- (2) 取得価額が10万円未満の資産で、法人税法等の規定により一時に損金算入されたもの（少額償却資産）
- (3) 取得価額が20万円未満の資産で、法人税法等の規定により3年間で一括して均等償却するもの（一括償却資産）は、課税の対象となりません。

主な償却資産

業種別の主な償却資産は次のとおりです。

業種	対象となる主な償却資産の例
共通	パソコン、コピー機、ルームエアコン、事務机、応接セット、キャビネット、金庫、レジスター、看板、ネオンサイン、舗装路面、スポットライト等
製造業	受変電設備、金属製品製造加工機械、食料品製造加工設備、旋盤、ボール盤、フライス盤、プレス、圧縮機、測定・検査工具等
印刷業	製版機、印刷機、断裁機等
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト等の大型特殊自動車（0及び00～09、000～099、9及び90～99、900～999ナンバー）、発電機等
娯楽業	パチンコ機、ゲーム機、両替機、カラオケ機器、ボーリング場用設備、ゴルフ練習場設備等
飲食店業	厨房設備、テーブル、椅子、カラオケ機器、冷凍冷蔵庫等
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌器、パーマ器、サインポール等
医・歯業	医療機器（レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープ等）、消毒滅菌用機器等
小売業	陳列ケース、冷蔵ストッカー、自動販売機、冷凍冷蔵庫、日よけ等
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、防壁、地下タンク等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー等
不動産貸付業	受変電設備、外構工事（門・塀・緑化施設等）、駐車場等の舗装等
駐車場業	受変電設備、立体駐車場の機械設備（ターンテーブル等）、駐車場管理システム、舗装路面等
アパート経営業	塀・フェンス、門、屋外電気・給排水・ガス設備、自転車置場、ゴミ置場、屋内の備付電化製品等